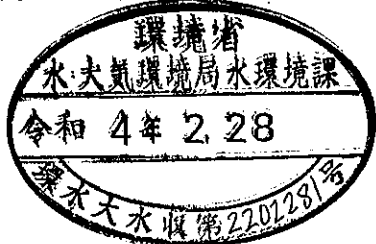


廃棄物海洋投入処分許可申請書

松建第 1426号

令和 4年 2月 22日

環境大臣 山口 壯 殿



申請者

住 所 三重県津市広明町 13

氏 名 三重県知事 一見 勝之

（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 の規定により、船舶 からの
 第18条の2第1項 海洋施設
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：津松阪港の航路浚渫によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1 のとおり。）
----------------------	---

※許可の年月日	年 月 日
---------	-------

※許可番号	
-------	--

△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	許可日～2027 年 3 月 31 日
--------------------------	---------------------	---------------------

	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 80,000m ³
--	---------------------	--------------------------

	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	許可日 ～2023 年 3 月 31 日：26,000m ³ 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日：54,000m ³
--	-----------------------------	--

	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域内のうち、以下の点を中心とする半径 1km の円に囲まれた範囲内の海域。 北緯 34° 02' 15.0" 東経 137° 24' 20.0" （詳細は別紙-2 のとおり）
--	----------	---

	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施する。船舶の航行中には排出しない。（詳細は別紙-3 のとおり）
--	----------	---

△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4 のとおり
	監視の頻度	別紙-4 のとおり

備考

- ※の欄は記載しないこと。
- △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。